

議案第 33 号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険税条例（昭和 48 年条例第 32 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染して世帯の主たる生計維持者が死亡した場合や、当該感染症の影響により収入が一定程度減少した場合等に対する国民健康保険税の減免についての特例措置を講ずるとともに、地方税法の一部改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 から 3 まで （略）</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 4 条，第 6 条，第 8 条及び第 21 条の規定の適用については，第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項，第 34 条第 1 項，第 34 条の 2 第 1 項，第 34 条の 3 第 1 項，第 35 条第 1 項，第 35 条の 2 第 1 項，<u>第 35 条の 3 第 1 項</u>又は第 36 条の規定に該当する場合には，これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と，「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と，同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と，第 21 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 から 3 まで （略）</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 4 条，第 6 条，第 8 条及び第 21 条の規定の適用については，第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項，第 34 条第 1 項，第 34 条の 2 第 1 項，第 34 条の 3 第 1 項，第 35 条第 1 項，第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には，これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と，「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と，同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と，第 21 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4</p>

並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 34 条第 4 項」とあるのは「法附則第 35 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条」とあるのは「又は第 36 条」と、「法第 31 条第 1 項」とあるのは「法第 32 条第 1 項」と読み替えるものとする。

6 から 14 まで (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

- 15 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に国民健康保険法第 9 条第 1 項の規定による届出が行われなかったため令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に行われていたならば同年 2 月 1 日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第 2 5 条第 1 項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイ

項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 34 条第 4 項」とあるのは「法附則第 35 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条」とあるのは「又は第 36 条」と、「法第 31 条第 1 項」とあるのは「法第 32 条第 1 項」と読み替えるものとする。

6 から 14 まで (略)

ルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合にあっては、その適用前の金額)の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

16 前項第2号の規定にかかわらず、第21条の2の規定の適用を受ける場合にあっては、同号の規定は適用しない。ただし、市長が特に適当であると認めるときは、この限りでない。

17 付則第15項の場合における第25条第2項の規定の適用については、同項ただし書中「前項第3号及び第4号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす」とあるのは、「市

長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。
- 2 改正後の付則第15項から第17項までの規定は、令和2年2月1日から適用する。